

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の位置付け
- 2 市総合計画との関係
- 3 計画策定の体制
- 4 前計画の進捗状況



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置付け

(1) 計画の根拠

社会福祉法（平成12年法律第111号）第107条（注1）により、市町村はそれぞれの自治体の基本構想に即した地域福祉（注2）に関する「地域福祉計画」を策定することが求められ、合併前の武生市で平成16年3月に策定しました。その後平成17年10月に武生市と今立町が合併し、合併協議会において「各種福祉計画については、両市町の計画を尊重して事業を推進する。」と確認され、今立町では「地域福祉計画」の策定がなかったため、武生市において策定された「武生市地域福祉計画」（以下「前計画」という。）に基づき施策を推進してきました。前計画期間が満了する今年度、新たに越前市として地域課題の多様化や変化に対応し、地域の実情に沿った福祉計画とするために、市の福祉の方向性を示すものとして「越前市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）の策定を行うこととしました。

(2) 計画の目的

本計画は、「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン（注3））」を具体化するための指針を示すものであり、また、市民などと行政が心を一つにして福祉の輪を築いていくための大切な手段です。

(3) 計画の期間

本計画は、地域の新たなニーズに対応するため、計画期間を平成21年度～平成25年度の5年間とします。

ただし、経済・社会情勢が急速に変化している現代においては、福祉を取り巻く環境変化により福祉政策の変動も想定されます。このため、本計画は必要に応じて見直すこととします。

(4) 計画の範囲及び「地域」のとらえ方

計画における「地域」の範囲は、基本的には越前市全域を対象としています。

しかし、地域福祉の理念や取組みを展開する「地域」(コミュニティ)の範囲は、取組みや内容によりさまざまな形態が考えられます。

市民生活に最も身近な範囲といえる「近隣」(町内の班など)、「町内会」、これらが集まった「小学校区」や「中学校区」、必要に応じて「広域」など、実施する活動内容などにより柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組みについて、その内容や地域の実情に合わせ柔軟に取り組んでいきます。

=====

(注1) 社会福祉法第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(「地域福祉計画」)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(注2) 地域福祉

住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加の下、地方公共団体による施策の実施、事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施など、自助、共助、公助が相まって、地域ごとに個性のある取り組みを行うことを指している。

(注3) ソーシャル・インクルージョン

これまでの社会福祉を支えている「ノーマライゼーション」という理念は、主に障害者福祉の分野から発達してきたもので、障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方である。

一方「ソーシャル・インクルージョン」は、地域福祉の法的根拠である社会福祉法の新しい理念であり、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという考え方である。地域福祉はこれを実現するための手段として、すべての人が疎外されることなく、地域社会へ参加・参画することを促すものととらえている。

2 市総合計画との関係

(1) 総合計画・総合計画実践プログラムとの関係

本計画は、本市の総合計画・総合計画実践プログラムに掲げたまちづくりの柱の1つである「元気な人づくり」を実現する施策を推進するための福祉の基本計画という性格を持ちます。

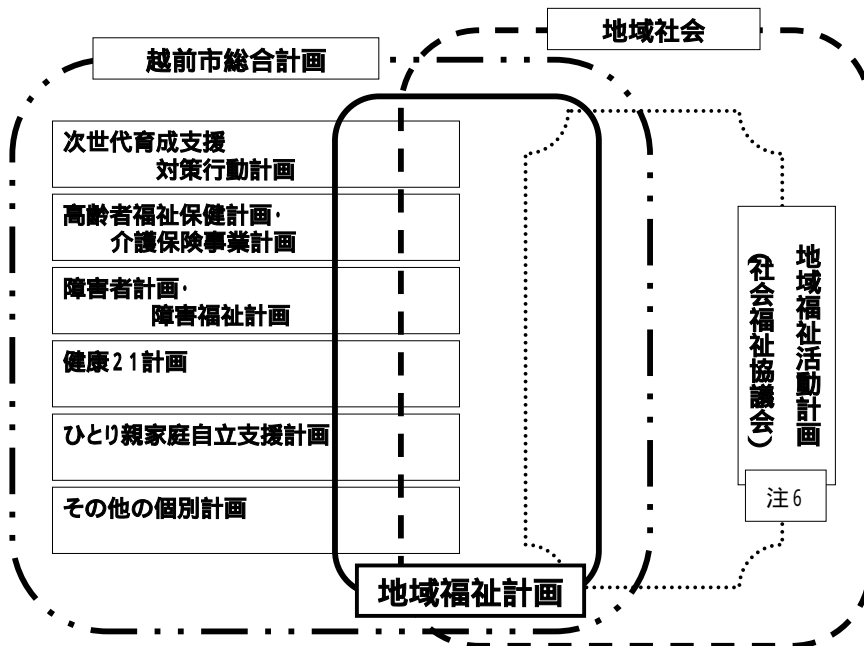
また、越前市自治基本条例（注4）や越前市地域自治振興条例（注5）に定められたように、市民などと行政とが協働して、福祉のまちづくりに取り組んでいくための計画です。

(2) その他の個別計画との関係

本計画は、障がいのある人、児童、高齢者に関する福祉分野の計画やその他市民一人ひとりの生活にかかわる個別の行政計画と、先に掲げた地域福祉の理念を共有するものです。

そして、地域における施策の推進について共通する部分を取り扱い、併せてそれを推進補完するための総合的な計画とします。

地域福祉計画の位置づけ図



（注4）越前市自治基本条例

「自治基本条例」は、一般的に、市民や行政の役割や責務、市民参画を実現するための具体的な仕組みや、住民自治による公共社会の創造の仕組みなどを内容とするものである。

「越前市自治基本条例」は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的として制定された。市民の、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となり、組織の一員としてまちづくりに係わる中で、市民自治を確立し、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを目的としている。

（注5）越前市地域自治振興条例

地区の市民などが身近な課題を自主的に解決し、地区の個性を生かして自立的にまちづくりを行う自治振興会の活動に関する事項の大綱を定めることにより、市と当該団体との間の基本的関係を明らかにするとともに、当該団体の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もって地域自治の推進を資することを目的としている。

（注6）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、越前市が策定した地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健などの関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に係わるための具体的な活動の計画である。

つまり、地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉をどのように推進していくか、社会福祉協議会が中心となり計画化から活動促進までをまとめたものである。

3 計画策定の体制

地区住民懇談会（地区住民ワークショップ、ネットワーク会議）、策定委員会、ワーキンググループが相互に連携しあって、本計画を策定しました。

(1) 地区住民懇談会（地区住民ワークショップ、ネットワーク会議）

本計画は市民のみなさんが話し合い、計画を策定していく過程で、地域の生活課題に関心を持ち、主体的に福祉のまちづくりに取り組んでいけることが大切であると考えました。

そこで、現在地域福祉活動の中心となり、地域での課題などを把握している、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会福祉部員や地区社会福祉協議会役員などのみなさんから、地域別に話し合いの環境となっている地区住民懇談会（地区住民ワークショップ、ネットワーク会議）や各専門会議・ワークショップにおいて、カード整理法などを利用し提案された多くの有益な意見を集約しました。

地区住民懇談会など延べ開催数	13回
延べ参加者数	492人

(2) 策定委員会

専門家、実際に地域で活動している人や事業者の立場から、深く掘り下げた視点で地域福祉について検討するために、学識経験者や福祉団体の代表などで構成する「越前市地域福祉計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、次の項目をポイントに策定しました。

- 越前市総合計画との整合性
- その他の行政計画との整合性
- 要援護者の支援に関する項目の付加
- 前計画の進捗状況
- 市社会福祉協議会と連携・協働し開催した地区住民懇談会などにおける市民からの意見の反映

(3) ワーキンググループ

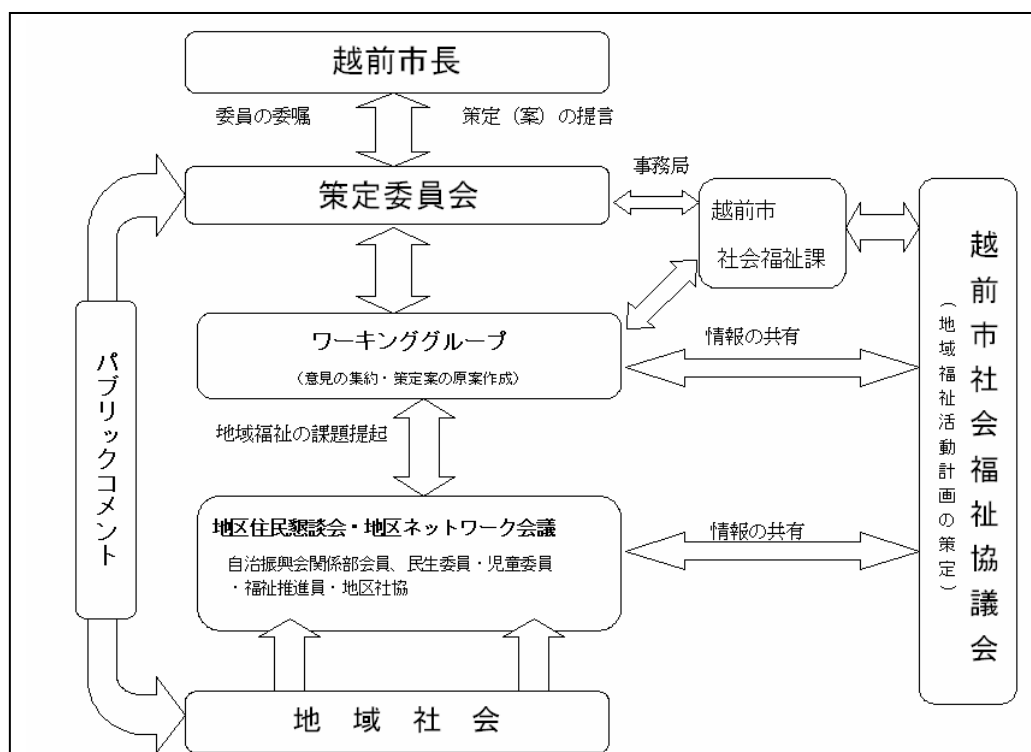
本計画は、福祉保健分野だけでなく、生活全般にかかわる計画であり、市各部署での連携も大変重要となります。また、地域福祉の実践団体の一つである越前市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）の存在は非常に重要です。そのため、市各部署と市社会福祉協議会の橋渡し役を担い、地域福祉の考え、方向性を行政全体で共有するために策定委員会にワーキンググループを設置しました。

グループ員は、地区住民懇談会（地区住民ワークショップ、ネットワーク会議）などに出席し、出された意見を集約し、策定委員会へ提出する素案を検討しました。併せて、前計画の進捗状況についても検討しました。

(4) パブリックコメント

市民の皆さんに、策定委員会で検討された「越前市地域福祉計画素案」に対し、広く意見を求めるために、平成20年12月15日から25日間募集を行いました。

市地域福祉計画の策定体制イメージ図



4 前計画の進捗状況

(1) 前計画の概要

計画の期間

平成16年度から平成20年度までの5年間

計画の骨子

前計画は、全ての市民が、多様な福祉サービスを適切に利用することを「権利」として保障する「権利擁護の確立」と、自治体、事業者（当事者を含む）、地域住民の協働により福祉コミュニティを形成する「市民参加」を大きな柱とし、次の事項に関し計画を立てています。

1. 福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に係る事項
3. 社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 進捗状況

本計画を策定するにあたり、前計画の進捗状況について、ワーキンググループにおいて検証を行い、策定委員会で審議しました。

前計画の期間内において、本市は他自治体に先駆け、

- ・ 市民の参加と権利を保障した「越前市自治基本条例」を制定
- ・ 地区の市民などが身近な課題を自主的に解決し、自主的にまちづくりを行う「越前市地域自治振興条例」を制定
- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施

を行い、積極的に「地域包括支援センター」の充実（基幹型・地域型・サブセンター4箇所、総合相談支援センター1箇所を設置）を図ったことは、地域福祉を大きく前進させる原動力となりました。

特に、「越前市自治基本条例」は、自治に関わる市民を「市内に住み、勤め若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体」と定義し、住民投票の実施にあたり、未成年者や永住外国人などを投票資格者に加えることができると

して、多文化共生社会の構築をめざしている点や、「地域包括支援センター」についてもこれまでの在宅介護支援センターの機能やネットワークを利用してサブセンターとし、行政が強く係わっている点などは、対外的に評価されています。

また、市社会福祉協議会が進めている、インフォーマルサービス（注7）である「小地域福祉活動」や「福祉マップ事業」などは、毎年民生委員・児童委員、福祉推進員や老人家庭相談員に対し研修を行い、災害時要援護者の対象者調査や、モデル地域での活動を行うなど一定の成果を挙げています。

一方で、市民一人ひとりの地域活動への参加や市民活動団体への参画の減少、地域での見守りネットワークの基本である近所づき合いの希薄化、個人情報保護による過剰反応、関係機関のネットワークなどといった地域福祉をめぐる課題が拡大していることがわかりました。

これまでの成果や社会の変動、地域課題の多様性を踏まえ、新たな地域福祉計画の策定に反映することになりました。

=====

（注7）インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として用いられている。

